

おんせん県に湯こ！湯こ！  
おおいた旅得キャンペーン

クーポン加盟店用 取扱マニュアル

第2稿(2023年11月30日)



対象宿泊(旅行)期間: 令和5年12月1日(金)～令和6年2月29日(木)  
(宿泊のみ令和6年3月1日(金)チェックアウト分まで)

※対象外宿泊(旅行)期間: 宿泊・日帰りともに令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)

**クーポン利用可能期間: 令和5年12月1日(金)～令和6年3月3日(日)**

おおいた旅得キャンペーン事務局  
(クーポン加盟店用)

電話番号: 050-3535-0223

営業時間: 全日9:00～17:30

※年末年始(12/30～1/3)は休業

# 目次

---

目次	P.2
(1)本事業について	
概要	P.3
電子クーポンの仕様	P.4
事業全体図	P.5
(2)参画要件・加盟店の責務	P.6・7
(3)加盟店の対応事項	
スターターキットについて	P.8
事前準備について	P.9
クーポン取扱いフロー	P.10
(4)クーポンの利用対象とならないもの	P.11
(5)精算(入金)について	P.12
<b>【参考資料】</b>	
(1)利用者向けの利用規約について	P.13・14
(2)QR用スタンドPOP台紙の組み立て方	P.15
更新履歴	P.16

# (1)本事業について／概要

<p>名称</p>	<p><b>おんせん県に湯こ！湯こ！ おおいた旅得キャンペーン</b></p>
<p>事業の趣旨・目的</p>	<p>全国的に実施している旅行支援終了後に、旅行需要の急激な落ち込みが予想されることから、閑散期を対象とした旅行需要喚起策(大分県への旅行者を対象とした地域クーポンの発行(電子クーポンに限定))を実施し、誘客促進と消費喚起を促す。</p>
<p>キャンペーン対象商品及び対象旅行期間</p>	<p>クーポン対象となる旅行プランは、大分県内の宿泊施設、観光施設等を目的としたものに限る  <b>●宿泊プラン ●交通付き宿泊プラン ●交通付き日帰りプラン</b>  <b>対象宿泊(旅行)期間:令和5年12月1日(金)～令和6年2月29日(木)</b>          (宿泊のみ令和6年3月1日(金)チェックアウト分まで)          ※対象外宿泊(旅行)期間:令和5年12月29日(金)宿泊～令和6年1月3日(水)宿泊</p>
<p>地域クーポン(電子クーポン)</p>	<p><b>名称「おおいた旅得クーポン」(電子クーポン)</b>  <b>●6,000円以上の宿泊プラン 3千円/人・泊</b>  <b>●8,000円以上の交通付き旅行プラン(日帰り含む) 3千円/人・泊</b>          各クーポン発行事業者(宿泊事業者・旅行業者)がクーポン用紙を発行し、手交。用紙のチャージ用QRより各旅行者がregion PAYアプリにチャージして、電子クーポンとして利用。          ※アプリへのチャージは必須。クーポン用紙のままではクーポンの利用はできません。</p> <p><b>クーポン利用可能期間:令和5年12月1日(金)～令和6年3月3日(日)</b></p> <p>クーポン有効期間は以下の通り  <b>●宿泊を伴う旅行:原則として、チェックイン日を1日目として4日目23:59まで</b>  <b>●日帰り旅行:旅行当日を1日目として4日目23:59まで</b>          上記有効期間の考え方から、対象宿泊(旅行)期間最終日である令和6年2月29日の旅行で付与されるクーポンは、4日目の3月3日(日)まで有効。  <b>※クーポン利用対象外期間:令和5年12月30日(土)～令和6年1月3日(水)</b></p> <div data-bbox="315 1363 1365 1630" style="text-align: center;"> <p><b>クーポン利用可能期間は12月1日から3月3日まで</b></p> </div>

# (1)本事業について／電子クーポンの仕様

## 電子クーポンのシステムが変わります

「新しいおおいた旅割 第2弾」の「満喫クーポン(電子版)」とは異なる電子クーポンシステム「region PAY(リージョン ペイ)」を利用します。操作方法については本マニュアルの他、別紙の「region PAYクーポン加盟店舗用管理画面マニュアル」をご参照ください。



region PAYは全国旅行支援の時に26都府県で導入され、その際、アプリだけでなく、紙クーポン(クーポン用紙)のQRを提示することでも、決済利用が可能でしたが、今回の「**おおいた旅得クーポン**」では紙クーポンは一切使用しませんのでご注意ください。

そのため、「満喫クーポン(電子版)」の時と同じく、加盟店に設置したQRを利用者が読み取って決済する「MPM方式(店舗側コード決済)」のみでの実施となります。

**決済は、加盟店に設置したQRコードを、利用者の端末(スマートフォン等)で読み取る「MPM方式」のみ**



※紙クーポンは一切使用できませんが、スマートフォンを所有していない、アプリがダウンロードできないなど、region PAYアプリでのチャージができない環境の方のみ、救済措置としてクーポンを指定の県産品と交換できる制度を設定しており、詳細は利用者に手交するクーポン用紙に記載しております。

利用者の方は、下記の流れで電子クーポンを利用します。

### ①クーポン用紙の入手



(クーポン用紙／サンプル画像)

利用者は、宿泊を伴う旅行の場合はチェックイン時に宿泊施設より、日帰り旅行の場合は、旅行会社よりクーポン用紙を手交されます。

### ②アプリのインストール

利用者がregion PAYアプリをスマートフォンにダウンロードし、インストールします。



次にregion PAYアプリにて「おおいた旅得クーポン」のミニアプリを追加します。

アプリから店頭の決済用QRを読み取って電子クーポンを利用！



このQRを読み込



### ③電子クーポンのチャージ

クーポン用紙に記載されたチャージ用のQRコードをアプリで読み込みます。

チャージ完了



# (1)本事業について／事業全体図

## ①利用者が対象の旅行プランを予約

令和5年12月1日(金)～  
令和6年2月29日(木)に  
宿泊(チェックイン)または  
出発する旅行プラン



予約先により取扱える旅行プランが異なります。

## ②予約先(対象の旅行プランを申込み)

### 宿泊事業者

- 宿泊事業者の例  
旅館、ホテル、民泊等
- 宿泊施設に準ずる施設  
夜行フェリー等



など大分県の  
指定するOTA



### 旅行業者



交通付き日帰りプラン  
を取扱い

宿泊プランを取扱い

宿泊プラン(交通付き含む)を取扱い

### 宿泊を伴うプランの場合

宿泊事業者がクーポン用紙を  
発行し、チェックイン時に  
利用者へ手交



## ③電子クーポンのチャージ

このQR  
を読み込



クーポン用紙  
(イメージ)

利用者はクーポン用紙に記載されたチャージ用のQRをregion PAYアプリで読み込み、アプリに電子クーポンをチャージします。

※スマートフォンをお持ちでない方、利用できない方は電子クーポンの利用不可。

### 日帰りプランの場合

旅行業者がクーポン用紙を  
発行し、旅行出発日等に  
利用者へ手交



## ④クーポンの利用

利用者は、region PAYアプリや  
キャンペーンwebサイトにてクーポン  
加盟店の検索が可能です。  
またスターターキットとして各加盟店  
に送付するポスターやステッカー  
を掲示いただくことで、利用者へ加  
盟店であることを周知いただけます。

### クーポン加盟店



## ⑤精算

- 決済実績に応じてお支払い(月平均2回)。
- 実績報告の必要はございません。

おおいた旅得  
キャンペーン  
事務局



## (2) 参画要件・加盟店の責務

### < 参画要件 >

- ① 大分県内で営業実態のある施設を有すること。本事業の加盟店としての登録がない事業者については、各種書面の提出をはじめとする事務局からの審査に応じ、承認された施設であること。
- ② 本事業の利用者が電子クーポン(以下「クーポン」という。)を使用して商品等を購入する際、レジ等の窓口にて、店舗のQRを印刷し貼付したスタンドPOP等を提示し、利用者のスマートフォン等でQRを読み取っていただく方法(以下「MPM方式」という。)で決済いただけるよう準備すること。
- ③ 「誓約書」に記載の次の事項について合意すること。以下誓約書より抜粋。

- 1 「おおいた旅得キャンペーン クーポン加盟店用取扱マニュアルに従い事業を実施し、大分県及びおおいた旅得キャンペーン事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 観光支援という観点からも、支援金を不正に自己又は自社の利益とするような行為は決して行いません。
- 3 大分県及びおおいた旅得キャンペーン事務局がクーポンに関する利用状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 4 おおいた旅得キャンペーン事務局との事務手続きに対して誠実に対応し、書類の提出・実績報告等は期限を遵守し、虚偽の申請は致しません。
- 5 申請するにあたり、業種別に定められたガイドラインがあれば、それを遵守し、適宜感染症拡大防止対策を実施します。
- 6 私は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ)暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

(カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 8 前各項に定める責務を果たさない場合、参画加盟店からの登録取消及びクーポン相当額の返金などに、誠実に対応します。

## (2) 参画要件・加盟店の責務

### <加盟店の責務>

- ① 本マニュアルに基づき、商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- ② 事務局から提供する加盟店のポスター・ステッカー・スタンドPOP等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に設置すること。
- ③ 取引においてクーポンでの決済を拒否しないこと。又、利用者がクーポン残高不足時の際は、クーポンと現金等合算にて対応を行うこと。ただし、加盟店の事情によりその対応が取れない場合、あらかじめ書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- ④ 決済方法は、MPM方式(※)のみとする。  
※ MPM方式:加盟店が事務局から付与されるQR コードを店内掲示し、利用者がスマートフォンなどで読み取り、加盟店に支払金額を提示する方式。
- ⑤ クーポンにて購入した商品の返品及び返金は原則不可とする。
- ⑥ クーポンを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- ⑦ クーポンでの決済方法含め、本事業に従事する従業員に本マニュアルに記載の内容を周知すること。
- ⑧ 加盟店登録情報に登録の取消や登録情報の変更(店舗営業情報、経営者変更、連絡先等の変更)等が生じた場合には、メール又はコールセンターへ変更情報を遅滞なく、報告、連絡すること。
- ⑨ 事業終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。

また本事業においては、一切の不適切な行為及び不正な行為(以下「不正利用等」という。)は許されない。万一、次の不正利用等が判明した場合、加盟店の参加取消及び法的措置の対象とする。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) クーポンの不正利用(自己取引・架空取引等)を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (4) その他、大分県または事務局が不相当と判断した行為

### <その他>

- ① 本マニュアルに記載のない事項または定めのない事項に関しては、大分県と事務局が協議の上、その対応を決定する。
- ② 事務局は加盟店の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)について、本事業で広報を行う。
- ③ 大分県及び事務局は参加申請の際に取得した個人情報について、次の目的以外には使用しない。  
(ア)本事業に関すること  
(イ)今後、大分県が同種の事業(消費喚起、観光振興施策)を検討または実施する場合の情報提供  
(ウ)大分県が実施する観光事業の案内
- ④ 本事業は大分県の方針等により、内容が変更される場合や停止する場合がある。

# (3)加盟店の対応事項／スターターキットについて

登録完了したクーポン加盟店には、下記のスターターキットをご用意します。①～③は事務局から発送にて、④～⑥はregion PAYの管理画面からダウンロードの上、ご利用いただきます。

※①～③も管理画面にてダウンロード可。

## 各加盟店へ発送(管理画面からダウンロードも可)

### ①加盟店用マニュアル (本書面)



### ②A3サイズポスター



### ③ステッカー

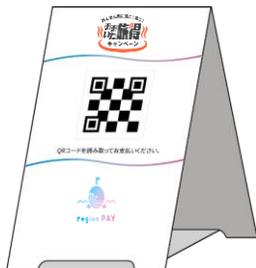


クーポン加盟店であることをアピールできるポスターとステッカーです。ステッカーは粘着力は強いですが、再剥離可能(=貼付面に糊が残りにくい)です。お客様から見やすい場所に掲出ください。

※掲載の画像はイメージ

## 管理画面からダウンロード

### ④QR用スタンドPOP台紙



アプリで読み込む決済用QRを貼付する台紙です。A3用紙(厚紙推奨)にて出力ください。管理画面から加盟店ごとの決済用QRを印刷し、POP台紙に貼付ください。  
※ステッカータイプの台紙もダウンロード可能です。  
※掲載の画像はイメージ

### ⑥管理画面マニュアル(全体版)

region PAYマニュアルの全体版です。



※掲載の画像はイメージ

### ⑤決済用QR

複数店舗で参画申請の場合、店舗ごとにQRが異なりますのでご注意ください。なお、店舗用IDでログインの場合、その店舗のQRのみ表示・ダウンロードが可能です。  
※複数店舗で参画の加盟店に付与している事業者IDでは全店舗のQRを表示・ダウンロード可能。

## (3)加盟店の対応事項／事前準備について

### クーポン利用者受け入れ前の事前準備の流れ

#### STEP 1

#### region PAYの管理画面へログイン

担当者のメールアドレス(参画申請時に登録されたもの)へログイン用URL、ID・パスワードが届きます。



#### STEP 2

#### 登録情報の確認・設定

region PAYアプリに表示される店舗の情報や画像、マップの確認および設定をします。

- ・店舗の情報(営業時間、定休日等)を確認および適宜修正
- ・店舗の画像を設定
- ・店舗MAP情報の確認および適宜修正



#### STEP 3

#### 決済用QR等の準備

管理画面にて、加盟店ごとの決済用QRを印刷し、QR用スタンドPOP台紙をダウンロード・印刷。POP台紙に印刷したQRを貼り付け、レジなど会計場所付近の、クーポン利用者から見えやすい場所に設置します。



#### チェックポイント

- ・印刷したQRが不鮮明になっている箇所がないかご確認ください。
- ・その他、お客様の受け入れ準備として、スターターキットのポスターおよびステッカーも、利用者から見えやすい場所に掲出してください。



#### STEP 4

#### 【重要】MAPの公開設定

クーポン利用者の受け入れ準備が整い次第、管理画面にてMAPの公開設定を「公開」へ変更ください。

※ 受け入れ準備完了前にクーポン利用者が来店しないよう、初期設定は「非公開」となっています。「公開」に変更することでregion PAYアプリ上に店舗情報が表示されるようになります。

※ 「公開」に変更後、アプリは即日、キャンペーンwebサイトは約7営業日後に表示されます。

region PAY管理画面の操作方法詳細は別紙「管理画面マニュアル(全体版)」をご確認ください

# (3)加盟店の対応事項／クーポン取扱いフロー



## 利用者

### 1 クーポン利用の申し出

「おおいた旅得クーポン」または「region PAY」で決済したい旨の申し出あり。



### 2 アプリ立ち上げ

region PAYアプリより、おおいた旅得クーポン画面を表示。



画面(イメージ)

### 4 QR読み取り

アプリで店舗の決済QRを読み取り、店舗名を確認。



読み取りイメージ

### 5 決済額入力

アプリ上で決済金額を入力後、「確認する」を押して、お店に提示。

クーポンは1円単位で利用OK

ここに利用者が決済額を入力



画面(イメージ)

### 7 決済完了

加盟店の確認後、「決済する」を押して、決済を完了。

## クーポン加盟店



### 【重要】クーポン決済はアプリからのみ

アプリにチャージしていないクーポン(クーポン用紙)では一切決済はできませんので、必ずアプリにチャージして使用するよう、利用者にご案内ください。また店舗で決済完了できなかった場合、仮にクーポン用紙があっても、後日決済等の対応・救済手段がありませんので、クーポン利用の際は、必ず店舗にて決済から決済確認までご対応ください。

### 3 店舗がQRを提示

店舗の決済QRを、利用者に読み取ってもらう。



QR用スタンドPOP  
(イメージ)

店舗名が一致しているか

画面(イメージ)

### 6 決済額・店舗名の確認

利用者のスマホ画面にて、決済額と、店舗名が一致していることを確認。

決済額が合っているか



画面(イメージ)

### 8 決済確認

決済完了画面にて決済金額、利用店舗名、決済時間を確認し、問題が無ければ決済完了。

## 電子クーポン取扱い時の補足事項

- おつりは出ません。クーポン残高不足時は、クーポンと現金等合算にて対応。
- 加盟店独自でクーポン利用不可の商品等を設定する場合は、予め利用者が認識できるようにご案内ください。
- 決済の取消等については別紙「管理画面マニュアル(全体版)」をご確認ください。

## (4) クーポンの利用対象とならないもの

「おおいた旅得クーポン」は大分県における消費を喚起するという事業趣旨に鑑み、以下の商品等については利用対象外とします。

### 《1》 行政機関等への支払い

- 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
  - 入湯税、宿泊税
  - 社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)
  - 宝くじ(当せん金付証票法[昭和23年法律第144号]に基づくもの(ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等))、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律[平成10年法律第63号]に基づくもの(toto、BIG等))
  - その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等)
- ※ ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象。

### 《2》 日常生活における継続的な支払

- 電気・ガス・水道・電話料金等
- NHK放送受信料
- 不動産に関わる支払い(家賃、地代、土地・家屋購入、駐車場代等)  
※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
- 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)

### 《3》 換金性の高いものの購入

- 金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)
- プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- 金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)

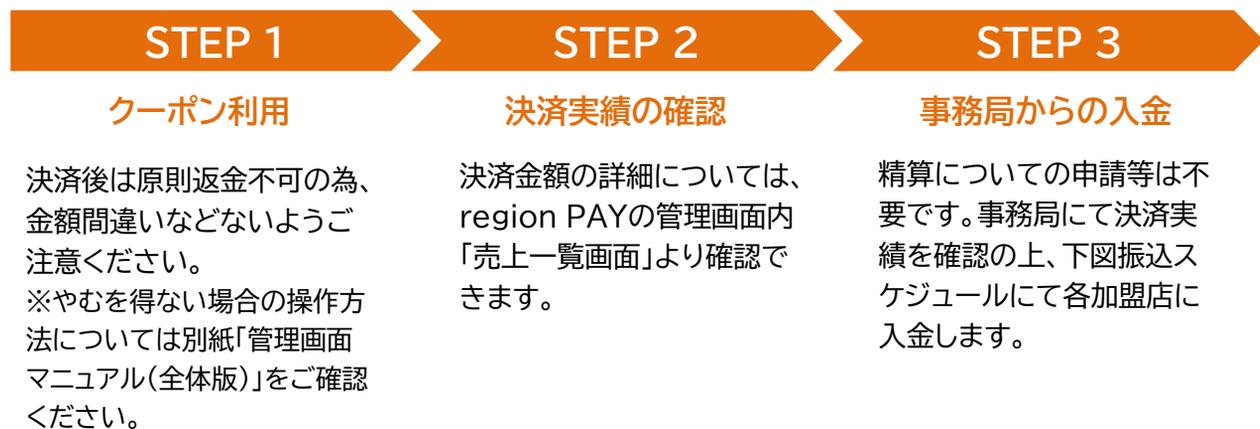
### 《4》 その他

- クーポン付与の対象となった旅行プラン代金への充当およびすべての宿泊・旅行代金に関わる費用(部屋のアップグレード追加代金、レイトチェックアウト追加代金等を含む)
- 利用エリア内(大分県内)でサービスが完結しないもの(旅行者が利用エリア外に出なければ可(宅配等の配送サービスは対象))
- 公序良俗に反し、社会通念上不相当とされるもの
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等
- 授業料、入学検定料、既存の債務の弁済、各種サービスのキャンセル料、電子商取引
- 無償譲渡、寄附、献金、寄進およびこれに準ずるもの
- その他、事務局等が「おおいた旅得クーポン」の利用対象として相当と認めないもの

## (5)精算(入金)について

精算(入金)については、region PAYの決済実績に応じて、月平均2回の振込スケジュールにて対応します。実績データの抽出は事務局にて行うので、加盟店での作業は発生しません。

### クーポン利用から精算(入金)までの流れ



### 振込スケジュール

日程	クーポン利用日	振込予定日
第1回	令和5年12月1日(金)～12月5日(火)	令和5年12月13日(水)
第2回	令和5年12月6日(水)～12月27日(水)	令和6年1月11日(木)
第3回	令和5年12月28日(木)～令和6年1月9日(火)	令和6年1月17日(水)
第4回	令和6年1月10日(水)～1月23日(火)	令和6年1月31日(水)
第5回	令和6年1月24日(水)～2月9日(金)	令和6年2月19日(月)
第6回	令和6年2月10日(土)～3月3日(日)	令和6年3月11日(月)

※ 加盟店申請時に登録された口座へ振込します。振込名は「**オイワビトジムキヨ**」になります。

※ 申請いただいた口座情報に誤りがあり、振込エラーとなった際は、事務局よりご連絡しますが、振込日は次回日程以降での振込となります。

※ 振込手数料は事務局が負担します。

**振込額をご確認ください**

region PAYの管理画面に「入金一覧」という項目がありますので、実際の振込額と相違がないかご確認ください。万が一、振込額に相違がある場合は、上記の振込予定日から2週間以内にコールセンターまでお問い合わせください。

# 【参考資料】(1)利用者向けの利用規約について

以下、キャンペーン利用者がregion PAYアプリを利用する際、同意が必要な本キャンペーンの利用規約になります。 ※掲載内容は現時点のものであり、一部変更になる場合があります。

## 1ページ目

### 「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」 地域クーポン券(おおいた旅得クーポン) 利用規約

この利用規約(以下、「本規約」といいます)は、おおいた旅得キャンペーン事務局(すべて合わせて以下、「本局」といいます)が発行するクーポンを「おおいた旅得クーポン」と称するアプリにてご利用いただくための取扱いについて定めるものです。

「おおいた旅得クーポン」とは、「region PAY」(以下、「親アプリ」といいます)を活用し、本規約で定める有効期間内にクーポン加盟店(第1条第4項に定義しています)でのみ使えるミニアプリです。「おおいた旅得クーポン」を用いたサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用者には、「region PAY」利用規約(以下、「親アプリ規約」といいます)及び本規約に従って本サービスをご利用いただきます。

#### 第1条(定義)

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。なお、本条で定めがなく、親アプリ規約に定めのある用語については、親アプリ規約に定められているとおりとします。

- 1 「登録希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
- 2 「ユーザ」とは、登録希望者のうち、本規約に同意の上、本局が定める方法により登録申込を行い、ユーザ登録された方をいいます。
- 3 「クーポン」とは、本局が発行し、本局及び親アプリ規約が定める条件に従った上で商品購入やサービス提供の代価の弁済のために使用することができる電磁的記録をいいます。親アプリ規約の「ポイント」にあたります。
- 4 「クーポン加盟店」とは、本サービスに加盟し、かつユーザに対して本規約に従ったクーポンと引換えに商品等の代価の弁済を許諾する事業者のことをいいます。
- 5 「クーポン用紙」とは、「おおいた旅得クーポン」にクーポンをチャージするためのQR及びチャージコード等が記載されている用紙をいいます。
- 6 「ユーザ情報」とは、本サービスを利用するユーザを特定するために本サービスに登録されている識別情報で、性別、生年月、郵便番号又は住所、及び居住する都道府県から構成される情報をいいます。
- 7 「事務局」とは、本サービスを実施・運営するために本局から委託を受け設置された事業者をいいます。
- 8 「本局等」とは、本局および事務局をいいます。

#### 第2条(登録手続き)

- 1 登録希望者は、本規約に同意の上、本局等所定の利用登録手続きをすべて行うことによって、本サービスの利用登録が完了するものとします。
- 2 ユーザは、「おおいた旅得クーポン」にユーザ情報を登録するにあたって、ユーザの性別、生年月、郵便番号又は住所、及び居住する都道府県を本局等に届け出るものとします。

#### 第3条(利用可能な範囲)

- 1 クーポンは、「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」のクーポン加盟店でのみ利用可能です。
- 2 クーポン加盟店は、ユーザに予告なく変更することがあります。
- 3 以下の項目については、クーポン利用の対象となりません。

#### 行政機関等への支払い

①所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課、入湯税、宿泊税、②社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)、③宝くじ(当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に基づくもの)、④その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象

#### 日常生活における継続的な支払い

①電気・ガス・水道・電話料金等、②NHK放送受信料、③不動産賃料、④保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)

#### 換金性の高いものの購入

①金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)、②プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等、③金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)

#### その他

①事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等、②授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象、③クーポン付与対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い及び旅行代金・宿泊代金に関わる追加費用(部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等)の支払い、④既存の債務の弁済、⑤各種サービスのキャンセル料、⑥電子商取引、⑦無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの、⑧風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い、⑨特定の宗教・政治団体に関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者、⑩社会通念上不適当とされるもの、⑪クーポン加盟店が指定するもの、⑫その他、本局等が本事業の使用対象として適当と認めないもの

# 【参考資料】(1)利用者向けの利用規約について

以下、キャンペーン利用者がregion PAYアプリを利用する際、同意が必要な本キャンペーンの利用規約になります。 ※掲載内容は現時点のものであり、一部変更になる場合があります。

## 2ページ目

### 「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」 地域クーポン券(おおいた旅得クーポン) 利用規約

#### 第4条(クーポン有効期間)

- 1 クーポンの有効期間は次のとおりです。なお、有効期間を過ぎた場合、クーポンは失効となります。  
(1)宿泊付き旅行の場合は、チェックイン日を1日目として、4日目の23時59分まで。  
(2)日帰り旅行の場合は、旅行当日を1日目として、4日目の23時59分まで。  
※但し、令和5年12月30日から令和6年1月3日の間はクーポンの利用停止期間となり、有効期間内であってもご利用いただけません。
- 2 本局等は、失効したクーポンに関して、ユーザに損害が生じた場合でも、一切損害賠償・補償・補填その他の責任を負いません。

#### 第5条(ポイント充当の順位)

ユーザにおいて複数回のクーポン取得がある場合、有効期間が先に満了するものから順にクーポンを減算します。

#### 第6条(利用上の注意)

- 1 本キャンペーンは国籍を問わず「日本に居住している方」「居住することが明らかな方」を対象としています。居住実態のない訪日外国人や日本国籍であっても、日本に居住実態のない方(海外に居住している方)は対象外です。
- 2 ユーザは、宿泊施設または旅行会社等にてクーポン用紙を受領する際、クーポン受領証に代表者は氏名および住所、また同行者がいる場合、同行者はその氏名を記入すること。併せて代表者は、本人確認及び居住地が確認できる以下いずれかの書類を提示すること。なお、クーポン受領証の提出および本人確認書類の提示がない場合は、本キャンペーンの対象外となります。  
①マイナンバーカード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④健康保険証、⑤パスポート、⑥障がい者手帳、⑦在留カード、その他氏名と現住所が確認できる公的書類
- 3 他の利用者へのなりすまし、本人確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポンを返金する必要があります。また詐欺罪に問われる可能性があります。
- 4 ユーザーが現住所としている宿泊施設の利用については、本キャンペーンの対象外です。
- 5 公費での出張は、本キャンペーンの対象外です。
- 6 1旅行予約単位で3泊分までが対象となります。別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は3泊分までが上限となり、それを超えた分はキャンペーンの対象外です。
- 7 一つの旅行を故意に分割し、本キャンペーンのクーポンを複数回受けることを禁止します。
- 8 クーポン用紙の第三者への交換、売買、譲渡又は現金との引換はできません。
- 9 クーポンは、現金との交換・払い戻しをすることはできません。
- 10 商品等の支払いでクーポン金額に不足分が生じる場合は、当該不足分はユーザが現金又はキャッシュレス決済等で支払うものとします。本サービスにおいて、親アプリ規約の「不足時ポイント」に関する規定は適用されません。
- 11 「おおいた旅得クーポン」にクーポンをチャージされた場合、クーポン用紙へチャージ金額を戻すことはできません。
- 12 「おおいた旅得クーポン」へのクーポンのチャージは、一部金額のみチャージを行うことはできません。

#### 第7条(免責)

- 1 本局等は、クーポン用紙、クーポンをチャージした電子端末、その他本サービスを利用するために必要な物及びデータに関する盗難・紛失・滅失等によるトラブルに関して、一切責任を負いません。
- 2 本局等は、第三者によってユーザ情報が不正利用されたことにより生じたユーザの損害に関して、一切責任を負いません。
- 3 本局等は、通信会社の都合により、本サービスの利用ができない場合に関して、一切責任を負いません。

#### 第8条(region PAY利用規約との関係)

ユーザは、親アプリを退会した場合や親アプリに関する利用契約が終了した場合、本サービスの利用を受けることができません。

#### 個人情報に関する同意

- 1 本局等は、利用者から個人情報を取得した場合、個人情報保護法及び大分県個人情報保護法施行条例等の関連法令に従って、厳重に管理します。
- 2 利用者は、本局等が以下の目的を達成するために必要な範囲で、個人情報を取扱うことに同意します。  
(1)「おんせん県に湯こ！湯こ！おおいた旅得キャンペーン」の運営及び本サービスを提供するため、(2)不正取引等の検知、予防及び不正取引等が行われた場合の処理を実施するため、(3)本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため、(4)ユーザからの問い合わせ等に対して適切に対応するため、(5)その他本事業の運営に必要な事項に対応するため
- 3 ユーザは、本局等が、本事業の委託先に対して、本事業の運営及び本サービス遂行のためにユーザの個人情報を提供することに同意します。

本規約は、令和5年10月30日から施行します。

# 【参考資料】(2)QR用スタンドPOP台紙の組み立て方

(1)region PAY管理画面の「資料ダウンロード」より「QR貼り付け台紙(三角POP) ※A3サイズ、厚紙推奨」をダウンロードします。



QR貼り付け台紙 (三角POP) ※A3サイズ、厚紙推奨

こちらをクリック

ダウンロード

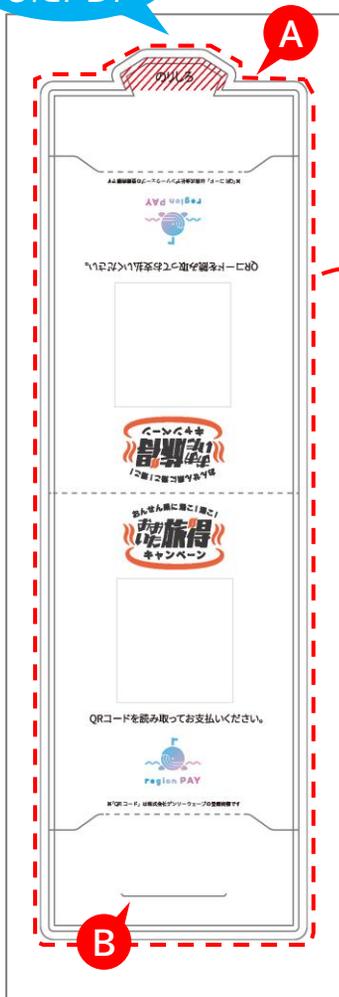
ダウンロードしたPDF

(2)ダウンロードしたPDFを印刷します。



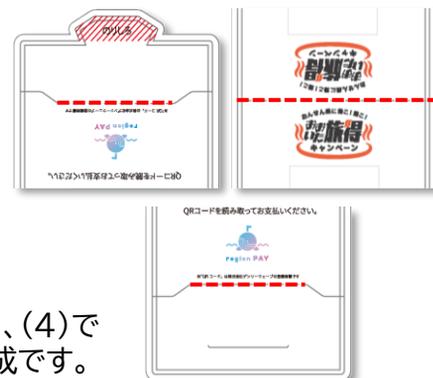
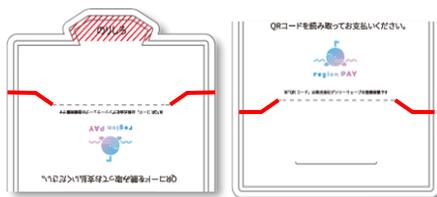
(3)ハサミなどを使い、**A**の破線に沿って切り抜きます。

(4)**B**の線に沿って、切り込みを入れます。ハサミの場合は、下図のように半分に折って。



(5)下図の赤線部分に切り込みを入れます。

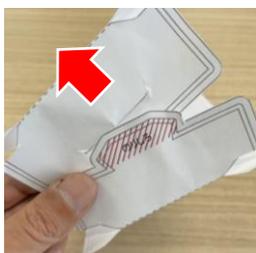
(6)下図の赤破線(3か所)に沿って「山折り」で折ります。



(7)最後に「のりしろ」部分に糊をぬり、(4)で作成した切り込みに差し込み、完成です。糊の代わりにセロハンテープでもOK。

ワンポイントアドバイス  
QRはいつ貼る？

台紙に貼り付けるQRは、「組み立てた後」よりも、「組み立てる前」の方が貼りやすいのでお試しください。



差し込みづらい時は、「のりしろ」部分を左右から押しつがすと差し込みやすくなります。



# 更新履歴

版	更新日	更新内容
第1稿	令和5年10月16日	新規作成
第2稿	令和5年11月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・スターターキット④⑤の説明に追記(P.8)</li><li>・利用者向けの利用規約の文言一部変更(P.13・14)</li><li>・【参考資料】(2)を追加(P.15)</li><li>・クーポン用紙、region PAYアプリ画面等を最新のものに差替え</li></ul>